

我孫子市における景観法第16条第1項又は第2項に規定する届出が必要な行為

行為	区域及び規模				
	商工業景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
住宅景観ゾーン			手賀沼沿い自然・田園エリア	公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるもの		全てのもの（地盤面からの高さが10メートル以下の戸建て住宅を除く。）		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超えるもの			
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの			
	太陽光発電設備	発電出力が30キロワット以上のもの。ただし、次に掲げる区域内にあっては、発電出力が10キロワット以上のもの (1) 特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域 (2) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第3条第2項に規定する指定斜面林	発電出力が10キロワット以上のもの		

	(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地				
上記以外の工作物	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの				
開発行為	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を要する開発行為で、高さが2メートルを超える法面又は擁壁が生じるもの				
木竹の伐採	—	—	伐採面積が500平方メートルを超えるもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	—	—	堆積の高さが3メートルを超えるもの又は堆積面積が500平方メートルを超えるもの	—	—